

809 /

特命随意契約理由書

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 西神田併設庁舎非常放送設備他改修工事 / |
| 種類 | 工 事：土木・建設・ <u>設備</u> ・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | 千代田区西神田1丁目3-4 |
| 概要 | 既設非常放送設備不良のため、該当機器及び関連する機器を更新するための電気設備工事を行う。 |
| 選定理由 | 当案件について、令和5年9月22日に制限付き一般競争入札を行ったが、応札者がなく、不調返礼された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名 称 株式会社タカタ設備 住 所 千代田区神田富山町19番地 |
| ※ 契約年月日 | 令和5年10月10日 |
| ※ 契約金額 | 6,600,000 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和6年1月19日限り |
| 担当課 | 施設経営課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

805

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 産業コミュニティ形成支援業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ 委託 、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 千代田区内のスタートアップや中小企業、金融機関や学校などのステークホルダー間における“新たな産業コミュニティ”の形成と相互交流を区が支援することで、そこにかかわる企業や人材が成長し、更なる地域の活力向上とにぎわいの創出、地域愛の醸成を目指す。 |
| 選定理由 | 1 プロポーザル年度 令和5年度（5千地商観発第184号） 2 対象業務 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱8条第4号 3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記事業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名称 株式会社ツクリエ 住所 千代田区神田猿楽町2-8-11 VORT水道橋Ⅲ6階 |
| ※ 契約年月日 | 令和 5 年 10 月 1 日 |
| ※ 契約金額 | 25,700,000 円（消費税を含む） |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和6年3月31日 |
| 担当課 | 地域振興部 商工観光課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

| | |
|------------------|---|
| 件名 | レシートを活用した区民生活応援事業運営業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 物価高騰の中、千代田区民を対象として、区民生活を支援するとともに、千代田区内店舗の利用促進を図ることを目的に、事業に参加する区民に対して消費額に応じたポイント還元を行う。 |
| 選定理由 | 1. プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年4月25日付 5千地商観発63号) 2. 対象 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要綱第8条第4号 2. 継続年数 初年度 プロポーザル方式により選定した下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名称 WED株式会社 住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-12-8 SSUビル101 |
| ※ 契約年月日 | 令和 5年 10月 19日 |
| ※ 契約金額 | 417,461,400 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで |
| 担当課 | 地域振興部商工観光課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

820

| | |
|------------------|--|
| 件名 | さくら樹勢調査業務 (第 330 号) |
| 種類 | 工 事 : 土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品 : 物品・委託・その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 本区では、平成16年3月に『区の花さくら再生計画』を策定し、老朽化が進んでいるさくらの生育環境整備や土壌改良など、樹勢回復に取り組み、その効果について検証を行い、次年度以降の作業内容へと反映している。本件はこの検証業務について委託するものである。 |
| 選定理由 | さくらの樹勢には生育環境、病虫害被害、土壌条件などの様々な要因が関係しており、本業務を行うにあたり、専門的かつ高度な知識と技術が必要とされる。 また、さくらの樹勢回復・育成の経緯を継続的に把握する必要がある。 下記法人は、造園、林業、植物病理、土壌・肥料、生態学などそれぞれ豊富な専門知識と経験を有し、平成16年度から本業務を受託し、千代田区内のさくらの樹勢回復・育成の経緯を継続的に把握しており、なおかつ、その実績を高く評価している。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名 称 : 特定非営利活動法人 東京樹木医プロジェクト 所在地 : 東京都江東区猿江1-23-2 |
| ※ 契約年月日 | 令和5年10月11日 |
| ※ 契約金額 | 2,367,200 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和6年1月31日 |
| 担 当 課 | 道路公園課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

820

| | |
|------------------|--|
| 件名 | さくら樹勢調査業務（第 330 号） |
| 種類 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託・その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 本区では、平成16年3月に『区の花さくら再生計画』を策定し、老朽化が進んでいるさくらの生育環境整備や土壌改良など、樹勢回復に取り組み、その効果について検証を行い、次年度以降の作業内容へと反映している。本件はこの検証業務について委託するものである。 |
| 選定理由 | さくらの樹勢には生育環境、病虫害被害、土壌条件などの様々な要因が関係しており、本業務を行うにあたり、専門的かつ高度な知識と技術が必要とされる。 また、さくらの樹勢回復・育成の経緯を継続的に把握する必要がある。 下記法人は、造園、林業、植物病理、土壌・肥料、生態学などそれぞれ豊富な専門知識と経験を有し、平成16年度から本業務を受託し、千代田区内のさくらの樹勢回復・育成の経緯を継続的に把握しており、なおかつ、その実績を高く評価している。 以上の理由により、下記法人を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名 称： 特定非営利活動法人 東京樹木医プロジェクト 所在地： 東京都江東区猿江1-23-2 |
| ※ 契約年月日 | 令和5年10月11日 |
| ※ 契約金額 | 2,367,200 円（消費税を含む） |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和6年1月31日 |
| 担当課 | 道路公園課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

851

| | |
|---------|---|
| 件名 | 仮処分命令申立事件に関する法的支援業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・ <u>委託</u> ・その他 |
| 概要 | 神田警察通り整備事業Ⅱ期自転車通行環境整備工事における工事区間への立入を禁止する仮処分命令申立について委任する。 |
| 選定理由 | <p>下記の弁護士は、国が債務者となる仮処分命令申立事件の指定代理人を務め、他にも本件と類似する立入行為禁止仮処分命令申立の代理人を務めた経歴を有する。また、東京法務局において年金や労災等に関する訴訟代理人を常時務めているとともに、経済産業省製品事故判定第三者委員会委員や中野区人権擁護委員等の行政機関の外部委員の経験も豊富であることから、行政に関する訴訟及び行政手続について熟知している。加えて、検事としての経験も豊富であることから、刑事事件についても精通している。</p> <p>本件は、一般的な民事事件とは異なり、道路整備工事を妨害する債務者らの工事区間への立入行為を禁止する仮処分命令を求める申立てであり、当該区間においては、過去に暴行等の事件も発生している。</p> <p>そのため、早急な工事の実施に向けて、高度な専門性と類似業務に対応した経験を有し、迅速に本件に対応し、受任可能な代理人弁護士を選定する必要がある。</p> <p>上記の要件を満たす弁護士は限られることから、下記の者を契約の相手方として指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称：弁護士 南木 みお</p> <p>所在地：千代田区麴町1丁目8番1号半蔵門MKビル3階</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和5年10月13日 |
| ※ 契約金額 | 5,520,000 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日から令和6年3月31日 |
| 担当課 | 環境まちづくり部 道路公園課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

ます。

- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

855

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 神保町エリアの街並み再生に向けた方策検討支援業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品 <u>委託</u> 、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | <p>神田神保町地域（以下、「当地域」という。）は世界でも有数の規模を持つ古書店街として知られ、千代田区都市計画マスタープランにおいては、まちの将来像を「成熟された界隈の文化にひかれた多くの人々が創造的活動を広げるまち」と位置付けられている。一方で、老朽化建物が多いなか、複雑で狭小な敷地が多い等の理由から、建物の更新が困難な状況下にあるという課題を有している。</p> <p>本業務は、当地域において、まちづくり上の課題及び特性を整理したうえで、これまで当地域で育まれてきた文化を継承し、街の魅力を存続しながら、まちを更新していくための具体的な方策について検討するための支援を行う。</p> |
| 選定理由 | <p>1 プロポーザル年度 令和5年度 (令和5年9月28日付 5千環地ま発109号)</p> <p>2 該当 千代田区プロポーザル方式業者選定実施要項第8条第6号</p> <p>3 継続年数 初年度 プロポーザルによって選定された下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名称 株式会社日建設計</p> <p>住所 千代田区飯田橋二丁目18番3号</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和5年10月2日 |
| ※ 契約金額 | 4,998,400 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで |
| 担当課 | 環境まちづくり部 地域まちづくり課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

884

| | |
|------------------|--|
| 件名 | ユニットバス等交換作業業務（神保町ひまわり館 1104 号室） |
| 種類 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概 要 | 令和 5 年度の区営・区民住宅等空室改修業務委託中の空室（神保町ひまわり館 1104 号）改修修繕 |
| 選 定 理 由 | 本業務は、「区営・区民住宅等空室改修業務」契約（令和 5 年 4 月 1 日契約 契約番号第 101 号）に含まれている空室改修（単価契約）と一体のものとして行うため、当該契約の相手方である下記業者を、今回の契約の相手方として指定する。 |
| 契約の相手方 | 名 称 株式会社久保井商店 住 所 東京都中央区日本橋堀留町一丁目 1 番 9 号 |
| ※ 契約年月日 | 令和 5 年 10 月 20 日 |
| ※ 契約金額 | 2,225,300 円（消費税を含む） |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和 5 年 11 月 10 日まで |
| 担 当 課 | 環境まちづくり部住宅課 |
| 根 拠 規 程 | 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

879

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 文化芸術の秋フェスティバル第44回作品展会場設営等業務 |
| 種類 | 工事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 令和5年11月15日(水)から19日(日)まで九段生涯学習館で開催する文化芸術の秋フェスティバル第44回作品展の会場設営及び撤去、並びに館内の備品移動、展示補助、玄関アーチの業務を委託する。 |
| 選定理由 | 当案件について、令和5年10月18日に指名競争入札を行ったが、予定価格以内での応札者がなく、不調返戻された。そこで、下記業者と交渉したところ、価格、条件を変更せず本案件を請け負えることとなったため、契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名称 株式会社フィレール 住所 東京都千代田区九段北1-8-2 5階 |
| ※ 契約年月日 | 令和 5 年 10 月 18 日 |
| ※ 契約金額 | 2,398,000 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和5年11月30日まで |
| 担当課 | 文化振興課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号 |

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

862

| | |
|------------------|--|
| 件名 | 千代田清掃事務所三崎町中継所プラント設備補修業務 |
| 種類 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 本工事は、千代田清掃事務所三崎町中継所に発注製作された2基あるプラントの内1基(1号機)の性能保持のため、補修業務を行う。 |
| 選定理由 | <p>本プラントはバケット・コンベア方式を用いたゴミ輸送船舶中継所であり、施工にあたっては当該機器の既存部分と改修部分が一体性を成し、相互に密接な関連のもとに機能するものである。したがって、同一施工者以外の者に施工させた場合、責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・故障修理などの対処が困難になるなど、業務の履行を達成できないおそれがある設備改修業務である。</p> <p>下記業者は当該プラント設計・製作を行っており、部品の調達や交換後のプラント全体の調整を行うことができる唯一の業者である。</p> <p>以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。</p> |
| 契約の相手方 | <p>名 称 新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部 営業部</p> <p>住 所 東京都台東区上野七丁目 12 番 14 号</p> |
| ※ 契約年月日 | 令和 5 年 10 月 23 日 |
| ※ 契約金額 | 46,128,500 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 契約締結日の翌日から令和6年2月29日まで |
| 担当課 | 環境まちづくり部 千代田清掃事務所 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

| | |
|------------------|---|
| 件名 | 千代田区立スポーツセンター主競技場用空調機 (エアハンドリングユニット) 熱交換器修繕業務 |
| 種類 | 工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他 |
| 工事場所 (工事案件のみ) | |
| 概要 | 千代田区立スポーツセンターの主競技場用空調機 (エアハンドリングユニット) の老朽化により発生している漏水箇所 (水コイル上段及び下段) の該当部品交換を伴う修繕作業を行う。 |
| 選定理由 | 主競技場用空調機 (エアハンドリングユニット) は、ダイキン工業が1995年に製造し、千代田区立スポーツセンターに設置した機器である。 当該機器は、老朽化が著しく、漏水事故も発生している。そのため、当該機器を早急に実施する必要があるが、当該機器を確実・安全に修繕することができるのは、機器を製造したダイキン工業が唯一の業者である。よって、下記業者を契約の相手方に指定する。 |
| 契約の相手方 | 名 称 ダイキン工業株式会社 サービス本部 東日本サービス部 住 所 東京都大田区大森西三丁目29番7号 |
| ※ 契約年月日 | 令和 5 年 10 月 20 日 |
| ※ 契約金額 | 8,910,000 円 (消費税を含む) |
| 契約期間 | 、契約締結日の翌日から令和5年11月30日 |
| 担当課 | 、生涯学習・スポーツ課 |
| 根拠規程 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号 |

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。